

【事務連絡】
令和8年4月1日
(2026年)

障害福祉サービス等事業者 様

障害者支援課長

令和8年度福祉・介護職員処遇改善加算の計画書の届出について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度に福祉・介護職員処遇改善加算を算定する事業者につきましては、次の事項に留意してそれぞれ届出書類を提出してください。提出期限までに届出がない場合は各加算の算定はできませんので、手続に遺漏なきようご留意願います。

1 提出先 和歌山市障害者支援課

※法人内の事業所が和歌山県、その他自治体でも指定を受けている場合は、必要に応じ当該自治体への届出も併せて行ってください。

2 提出期限 **【令和8年4月又は5月から算定の場合】**

令和8年4月15日(水)(郵送の場合は当日消印有効)

(※継続・新規・区分の変更に関わらず、令和8年度の処遇改善加算等を算定する全ての事業者は上記期限までに計画書等を提出してください)

【令和8年6月に処遇改善加算が新設される障害福祉サービスの事業者等の場合】

令和8年6月15日(月)(郵送の場合は当日消印有効)

※法人単位で計画書を作成している場合、処遇改善加算が新設されるサービスに係る計画もあわせて**4月15日(水)までに**提出となります。

3 提出方法 **郵送、メール**

(今年度は窓口での混雑を軽減させるため、持参ではなく原則上記の提出方法で行うようお願いいたします。)

(※メールの場合は、件名に「令和8年度処遇改善加算等の届出」と記載の上、送信してください。)

(※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための**返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの(※料金不足とならないようご注意願います。))**を必ず同封してください。)

4 提出書類

(和歌山市ホームページから当該書類をダウンロードしてください。詳細な掲載先は下記を参照してください。計画書は昨年度から様式が変更されていますので必ず令和8年度用の様式をダウンロードし使用してください)

- ・ 障害福祉サービス等処遇改善計画書(別紙様式2-1、2-2、2-3)

【新規・区分の変更の場合は、事業所ごとに下記の書類も提出してください】

- ・【共通】変更届出書（別紙様式第二号）

※変更があった事項は「その他」に○をつけてください。

- ・【障害福祉サービス】介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

- ・【障害児通所支援】障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）

※上記の体制等状況一覧表について、処遇改善加算を令和8年4月・5月算定する分と、令和8年6月以降算定する分とで旧様式版と新様式版がございました。

両方合わせて添付いたしますので、希望の加算算定に合わせて片方、もしくは両方の様式を提出いただきますようお願いいたします。

5 処遇改善計画書作成に関する問い合わせについて

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00~18:00（土日含む）

6 注意事項

- ・令和8年6月以降、年度途中で当該加算を新たに算定しようとする場合にあっては、算定を開始しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

7 その他

- ・届け出に必要な様式その他必要な手続き等は本市ホームページをご参照ください。

ページ検索方法（以下のどちらからでも検索可能です）

（番号検索）市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1067426」を入力

（階層検索）和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）

↳ **障害者福祉 / 障害福祉サービスについて（ページ下部中央）**

↳ **お知らせ**

↳ **「令和8年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について」**

【提出先・連絡先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課

指定審査グループ 事業所指定担当

TEL：073-435-1360 FAX：073-431-2840

Mail：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp